

公募型プロポーザルに係る手続開始のお知らせ

本プロポーザルは令和7年度及び8年度契約の準備行為である。契約の締結は本業務における予算が区議会で議決が得られ、配当されることを条件とする。

次のとおり、提案書の提出を求めます。

令和7年1月20日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

業務システム移行支援等業務委託

(2) 目的

世田谷区(以下、区という)では令和4年度より次期情報化基盤を整備し、事務環境のインターネット接続系への移行を進めている。現在 2net 系(区における情報系)で利用している業務システムについても、各システムの構成や要件により移行先(マイナンバー利用事務系、LGWAN 接続系、インターネット接続系、その他)を決定・移行する必要がある。

令和7年度以降は次期情報化基盤整備推進や仮想デスクトップ環境の更改等、更なる職員の利便性向上の実現に向け、多くの業務システムの移行が見込まれており、区としては各事業者との調整が必要となる。

また、区の新庁舎移転プロジェクトは令和6年度に1期棟が竣工し、令和8年度の2期棟竣工に向け現在工事中である。移転対象所管課においては、保有している情報端末や業務システムも移転対象となり、新庁舎のネットワーク環境に接続するための事前準備が必要となる。また、2期においては事務センターや分庁舎からの移転があり、特に事務センターの移転においては、一部情報化基盤の移設も想定されることから、令和7年度にプロジェクトを発足させ、綿密な計画策定を行う必要がある。

以上を踏まえ、業務システム移行支援等業務委託の委託先をプロポーザル方式で公募する。

(3) 業務内容

以下のとおりとする。(詳細は説明書 兼 提案要求仕様書による)

①事業実施計画書の作成

以下②～⑨各々の実施内容について、具体的な実施手法や実施体制、スケジュール等を記載した「業務システム移行支援業務実施計画書」を作成すること。

② 業務システムインターネット接続系移行

区では、次期情報化基盤整備により、職員の事務環境はインターネット接続系に移行(β'モデル)しており、今後は区の各課が所管する各業務システムについてもインターネット接続系への移行を進め、職員及び区民の利便性の向上を図ると同時に、情報システム全体の強靱性も担保しなければならない。

各業務システムのインターネット接続系への移行に向け、調査・調整を行う。

③ インターネット接続系へのファイルサーバ移行

職員の事務環境がインターネット接続系に移行(β'モデル)したことにより、全職員の事務環境の整備が急務となっている。現在、職員が使用するファイルサーバは、2net 接続系に存在しており、令和 7 年10月頃にはインターネット接続系への移行を予定している。ファイルサーバの移行に伴い、各課の業務システムや運用面への影響把握と各システム所管課(バンダー)との調整を行い、滞りなくプロジェクトを完遂するため、業務支援を行うこと。

④ 次期 VDI 移行

クラウド上で利用している現行基幹系 VDI は、仮想化ソフトウェアのバージョンアップに伴い令和 7 年 4 月から次期 VDI 環境への移行を予定している。また、現在オンプレミスで構築している事務系 VDI についても、構築機器がリース期限を迎えるため、一部業務システムには次期 VDI へ移行を予定している。これらの移行に合わせて調査及び調整を行うこと。

⑤ 街づくり情報システム(IDES)リプレイス

業務システムのうち、都市計画情報及び GIS 等を搭載した街づくり情報システム(IDES)については、令和8年10月頃にシステムリプレイスと、次期システムのインターネット接続系への移行を予定している。システムリプレイスから次期システムの稼働に際し、業務支援を行うこと。

なお、本業務にはシステムリプレイスの進捗管理は含まず、プロジェクト関係者が多岐に渡ることに伴う関係者間の調整及び区の情報システム管理部門としての当課業務の進捗管理を業務範囲と想定している。

⑥ IDES 機・CV 機リプレイス

前項の街づくり情報システム(IDES)の専用端末(IDES 機)及び、AutoCAD 等の土木行政系アプリケーションの専用端末(CV 機)について、令和 7 年10月までに端末リプレイスを実施する。

IDES 機は、システムのリプレイス時期と端末リプレイスの時期が異なることから、慎重な検討が必要であり、CV 機についても、当該端末で使用するシステムとアプリケーションの状況を整理し、機器のリプレイスを行う必要がある。IDES 機、CV 機は利用所管課が多岐に渡ることから、端末所管課及び当課業務委託事業者との間の調整に係る業務支援を行うこと。

⑦ 情報システム導入・評価

区では情報システムの導入・評価を独自のガイドラインに基づき実施し、導入目的やコストを定期的に振り返り、また新技術や外部の動向も参考にしながら、より効率的・効果的なシステムの導入・運用を行うことで、職員及び区民の利便性の向上を目指している。本業務において、各所管課と連携して支援を行うこと。

⑧ 基幹系業務用端末の最新化対応

各基幹系業務システムにおいて、現行で利用している端末の OS(付随する標準アプリケーション含む)は近い将来にサポート切れを迎えようとしている。また、端末の耐用年数も迫っていることから、端末の交換に合わせて OS の最新化を行うことを計画しているが、その端末で利用している業務システムが最新 OS に対応している必要があるため、各所管課(バンダー)と連携して OS 対応に関するシステム改修の検討も必要となる。本業務

において、各所管課と連携して支援を行うこと。

⑨ 新庁舎移転

令和8年度の新庁舎 2 期棟移転に伴う業務システムサーバ類の移行や事務センターが保有する機器類の移転に向けて、調査・調整を行うこと。

(4) 履行期間

令和7年4月上旬頃から令和9年3月31日まで

※ 契約は、単年度ごとに締結するものとする。各年度の契約は、当該契約の事業にかかる区の予算配当があること、前年度の履行状況が良好であること及び受託者に法令に反する事項など継続して業務を受託しがたい状況が無いことを契約締結の条件とする

2 参加資格要件

次に掲げる条件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項(同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合も含む。)の規定に該当しないこと。
また、同条第 2 項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 区から指名停止(入札禁止)を受けている期間中でないこと。
- (3) 区の競争入札参加資格を有すること、または資格申請中であること。
- (4) 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく更正手続き開始の申し立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (5) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (6) プライバシーマークの認定または ISO/IEC27001 または JIS Q 27001 の評価基準である「情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)適合性評価制度」認証を受けている、または取得申請中であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及びそれらの者と関係を有する者ではないこと。
- (8) 過去 3 年以内(現在進行中のものを含む)に、特別区又は政令指定都市において、自治体情報システム強靱性向上モデルの移行若しくは移行支援の業務実績(業務システムについて、三層をまたぐシステム移行にあたり自治体およびシステムベンダとの調整等移行支援を行っていること)を有する又はこれと同等の実績を有すると認められること。
- (9) 業務システム移行支援等業務委託事業者審査委員会委員が主宰、役員、顧問及び所属している団体でないこと。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提案提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 提案全体を通しての説得力、わかりやすさ(資料編集・提示能力の高さ)

- (2)各業務における実施手法の具体性・的確性、実施手法の選択理由の合理性・的確性、スケジュールの妥当性、区の負荷軽減に向けたアイデア等
- (3)本件業務プロジェクトマネジメント手法の妥当性
- (4)事業者及び業務責任者や主な従事者の実績、経歴、当該事業者のみ実現できる付加価値等
- (5)見積金額の妥当性

5 手続等

(1) 担当課

世田谷区DX推進担当部DX推進担当課

〒154-0016 東京都世田谷区弦巻二丁目23番1号 世田谷区事務センター

電話:03-3439-1511 FAX:03-3439-2541

電子メール:sea01000@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 説明書(実施要領、提案要求仕様書)の交付期間、場所及び方法

- ① 期間 令和7年1月20日(月)から2月3日(月)まで
(土日祝日を除く。午前9時～午後5時まで)

- ② 方法 5(1)の窓口にて交付もしくは区ホームページからダウンロード。

(3) 参加表明書の提出期限、提出先及び方法

- ① 提出期限 令和7年2月3日(月)午後5時(必着)
- ② 提出先 5(1)に同じ。
- ③ 提出方法 別途指定する様式に、必要事項を明記し、必要書類を添付のうえ、5(1)の窓口を持参、郵送または電子メールにより提出すること(郵送の場合は、提出期限内に事務局必着とし、配達完了が確認できる書留郵便または宅配事業者等による信書便に限る)。

(4) 提案書の提出期限、提出先及び方法

- ① 提出期限 令和7年3月10日(月)午後5時(必着)
- ② 提出先 5(1)に同じ。
- ③ 提出方法 電子メールにより提出すること。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ

(6) 費用負担

参加申込書及び提案書の作成ならびに提出にかかる事業者の費用については、区では一切負担しない。

(7) 提出物の取り扱い

本選定の過程において事業者から提出された資料等については返却しない。

(8)提出された書類の記載事項に虚偽のあることが判明した場合、その参加者は失格とする。

(9)透明性、公平性の確保

透明性、公平性を確保する観点から、本案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の称号・名称、並びに提案書を特定した理由(審査経過等)については、世田谷区情報公開条例(平成13年3月13日、世田谷区条例第6号)の規定に基づき第三者に開示する場合がある。

(10)契約

事業者選定後、区と選定者の協議により、最終的な仕様を決定し、後日契約する。

(11)提案書作成にあたり、区関係部署と交渉することを禁止する。

(12)事業詳細

詳細は説明書による。

(13)区との契約では単年度で予定価格2,000万円以上(プロポーザルにおいては提案限度額)の業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。

本件は対象案件となるので詳細は別紙を確認すること。

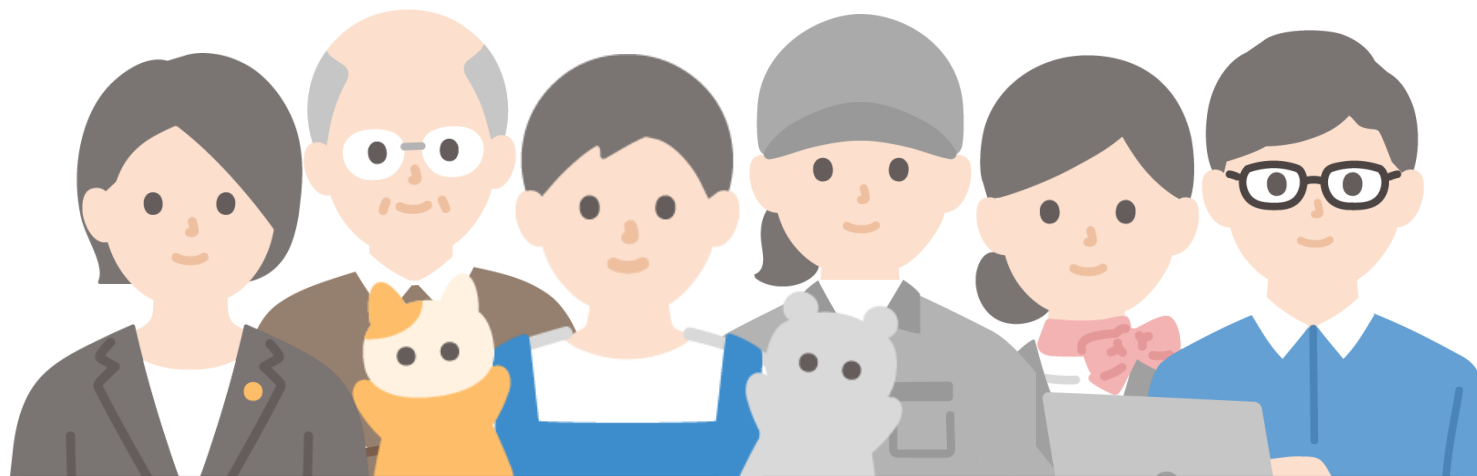
(14)業務システム移行支援等業務委託事業者審査委員会委員の構成は次のとおり。

【審査委員会の構成員】

委員長 DX 推進担当部長 菅井 英樹

委員 DX 推進担当部 DX 推進担当課長 齊藤 真徳

世田谷区との一定額以上の契約には
「労働報酬下限額」が適用されます



工事請負契約の
技能労働者

東京都の公共工事設計労務単価
の職種ごとの**85%相当額**

(各職種の金額は裏面をご覧ください)

工事以外の契約の
労働者

1 時間あたり

1,460円

労働報酬下限額とは…

世田谷区との契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額です。労働者は、事業者（下請負者含む）のもとで、対象案件※の業務に従事する方が対象です。一人親方や派遣労働者も含まれ、正社員・アルバイトなどの雇用形態は問いません。

※予定価格が3千万円以上の工事請負契約、予定価格が2千万円以上の工事以外の契約及び指定管理者協定（不動産の買入れ、賃貸借契約約款が適用される案件を除く）

世田谷区公契約条例とは…

世田谷区が事業者と結ぶ契約に関する基本方針や区長と事業者の責務などを定めた条例で、労働者の適正な労働条件の確保や、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的としています。契約事業者には、公契約条例に基づいて労働報酬下限額を守り、労働者への適正な賃金を支払うことで適正な労働条件の確保と向上に努めていただく義務があります。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係

電話：03-5432-2145～2152・2173・2435

FAX：03-5432-3046

世田谷区 公契約条例

検索



世田谷区公契約条例のその他の取組み

《 労働条件確認帳票 》

賃金、労働時間、社会保険の加入などの労働条件が適正であることを確認するためのもので、予定価格が50万円を超える契約(※)において契約事業者配布し、提出を求めています。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

※ 指定管理協定は金額を問わず全案件が対象

閲覧場所	閲覧できる帳票
経理課 (世田谷区役所東棟5階503番窓口)	教育総務課が取り扱う契約以外の契約
教育総務課 (世田谷区役所東棟6階604番窓口)	教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

《 労働報酬下限額周知カードの配布 》

労働報酬下限額の対象となる契約の業務に従事する方一人ひとりに、契約事業者を通してその旨を周知するカードを配布し、契約事業者からは周知したことの確認書をご提出いただくことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っています。

工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額（1時間あたり）

職 種	労働報酬下限額	職 種	労働報酬下限額	職 種	労働報酬下限額
特 殊 作 業 員	3,007円	潜かん世話役	4,420円	型 わ く 工	3,188円
普 通 作 業 員	2,699円	さく岩工	3,783円	大 工	3,060円
軽 作 業 員	1,870円	トンネル特殊工	3,602円	左 官	3,273円
造 園 工	2,752円	トンネル作業員	3,124円	配 管 工	2,869円
法 面 工	3,358円	トンネル世話役	4,080円	は つ り 工	3,039円
と び 工	3,315円	橋りょう特殊工	3,496円	防 水 工	3,634円
石 工	3,337円	橋りょう塗装工	3,570円	板 金 工	3,443円
ブ ロ ッ ク 工	3,103円	橋りょう世話役	4,091円	サ ッ シ 工	3,230円
電 工	3,199円	土木一般世話役	3,294円	内 装 工	3,326円
鉄 筋 工	3,284円	高級船員	3,889円	ガ ラ ス 工	3,177円
鉄 骨 工	2,975円	普通船員	3,135円	建 具 工	2,859円
塗 装 工	3,475円	潜水土	5,015円	ダ ク ト 工	2,869円
溶 接 工	3,592円	潜水連絡員	3,666円	保 温 工	2,784円
運転手（特殊）	3,071円	潜水送気員	3,560円	設 備 機 械 工	2,805円
運転手（一般）	2,508円	山林砂防工	3,262円	交 通 誘 導 員 A	2,019円
潜 か ん 工	3,730円	軌道工	5,780円	交 通 誘 導 員 B	1,764円
				上 記 以 外 の 職 種	1,460円

※上記の金額は熟練労働者に適用されます。

※上記の職種であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については、1時間当たり1,540円になります。

このちらしに記載の労働報酬下限額は、令和6年12月19日告示によるものです。
適用対象は令和7年4月1日以後に締結する契約（上記の告示前に公告し、入札に付された契約を除く）です。